



# 公益社団法人栃木県産業資源循環協会 協会だより

〒320-0043

宇都宮市桜4-2-2 栃木県立美術館普及分館3F

TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017

<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

## 青年部 オンライン勉強会を開催

今年度の勉強会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2月25日(木)にオンラインで開催いたしました。講義1として株式会社丸幸の渡邊本部長から「なぜ、電子契約を推進しているのか」と題し、電子契約への導入経緯や取り組み方、導入効果など産業廃棄物処理業者の立場からの御意見のほか、デモンストレーションによる実際の契約書の作成等について御説明がありました。講義2は当協会の湯澤常務理事から「業を行う上での質疑応答」と題し、事前に青年部員から業務の中での疑問等について頂いた意見をもとに、廃棄物処理法に基づいた考え方や対応策など実例を挙げて御説明いただきました。

講義2「業務を行う上での質疑応答」の質問及び回答は次のとおりです。



【講義する渡邊本部長】



【講義する湯澤常務理事】

### ○青年部員からの質問及び回答（講義2. 業を行う上での質疑応答）

#### 質問1. 運搬中の車が故障してしまった

産廃物を積んだ状態で、車両が故障し、目的地（処分場）に到着できない時、別な車両にて積替えて業務を行うことは大丈夫か？また、積替える車両がなく、どうしてもその日に廃棄物を搬入できない場合はどの様に対応すれば良いか？

#### 回答1

別の車に積み替えて運ぶことは、特に問題ないと思われますが、積替えを行うときには、廃棄物が飛散流出しないよう周辺環境に十分注意を払って行うことが必要です。また、マニフェストの備考欄などに運搬車のナンバーを記載している場合は、「故障により、車両変更」などと記載するといいと思います。また、どうしてもその日のうちに搬入できない場合は、受け入れ先に事情を説明し、搬入がいつ頃になるか報告すべきだと思います。なお、故障した車を止め置く場所の確保、その場所で、廃棄物が飛散流出しないようにすること、悪臭や汚水などで周辺環境に影響を与えないかなどの対策が必要になると思います。また、積載している廃棄物が飛散しない物であっても周りから見える状態だといらぬ心配を周りにかけることも予想されるので、シートなどで被うと良いと思います。なお、マニフェストで当日搬入されなかったことが後日判明しますので、排出事業者へも状況の報告をしておくことをお奨めします。

## 質問2. 少量の有価物を運搬する際の対応について

有価物を回収する場合は、回収コストを上回り買取した場合に有価物として取扱い（契約、マニフェスト無し）ができるかと思いますが、少量の場合はそれが難しいので、廃棄物を回収（費用を頂く）する際に空いているスペースを明確に区切り相積みして買取をした場合は、有価物としての取扱いでよろしいでしょうか？

### 回答2

まず、有価物か廃棄物かの判断ですが、物の性状、排出の状況、通常の取り扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思を総合的に判断して、廃棄物か否かを判断します。買取をする場合の考え方は、取りに行き排出場所で買い取る場合は有価物になります。買い取る場所まで運んで買い取ってもらう場合、運搬費用と買取金額を比較し、買取金額が上回る場合は排出場所ですでに有価物、運搬費用が上回る場合は運搬したところで有価物となります。御質問の大量少量ということではなく、明確に区分され混載されたものの抜き取りでなければ、有価物の取り扱いで問題ないと思われます。

## 質問3. 夕方積込み翌日搬入の運搬について

積込み場所から搬入先が遠方となる場合、夕方に積込みをし、夜又は早朝のすいている時間帯に運搬をした方が、効率が良い場合があります。この場合は積替え保管にはあたらず、通常の運搬ということでよろしいでしょうか？条件として同一車両とし荷物の積み降ろしはないこととし、運転手も同じ人が担当した場合でお願い致します。

### 回答3

収集運搬を効率的に実施しようとすれば、御質問のケースは出ると思います。駐車中（夜間）に、荷物の積み降ろしはしないこととし、運転手も同じ人が担当すれば問題ないと思いますが、マニフェストの交付日と搬入日が異なりますので、排出事業者と処分業者には事前に了解を取っておくことをお勧めします。事前に説明しておかないと、特に排出事業者から夜間何かしているのではないかなど疑念を抱かれることが予想されます。また、質問1でも話しましたが、夜間駐車している場所がどこか、周辺の住民などの目を考えると、シートをかけて直接廃棄物が見えないようにするなどの配慮したほうが良いと思います。

## 質問4. 破碎から破碎の委託（中間処理後の2次処理委託）について

中間処理後の廃棄物を2次処理先へ委託する場合、同じ処理方法の先へ委託することはダメ（違法！？）といわれておりますが、許可証で「破碎」となっていても設置されている破碎機から破碎後に出てくるサイズが違ったりすることにより、製品（有価物）化されたりと意味があるものもあるかと思います。同一の処理方法先への2次処理品の委託についてどのように判断すればよろしいか、ご教授を頂けますようお願い致します。

### 回答4

がれき等の破碎を考えると、通常は100-0の製品を生産している業者が、40-0の製品を求められた場合を考えますが、この場合、100-0で生産した製品のマニフェストのD票は排出事業者に送付していると思われます。改めて、廃棄物として取り扱うかは議論を呼ぶところではあると思いますが、100-0に破碎した製品（有価物）を更に処理（売りやすく）すると考えれば、有価物の処理と整理し、通常の商行為として取り扱うことが考えられます。しかし、契約書や伝票で、処理料金などお互いの共通認識を整理したほうが良いと思います。

### 質問5. 次の品目で迷う時があります

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリなどの液状及び泥状物です。油分が5%以上の汚泥など、明確な判断方法を教えてください。また、千葉県では、牛乳が廃アルカリと聞いたことがあります。迷ったときには担当行政さんに指導していただいておりますが、それが一番良い方法ですか。

### 回答5

油分が5%以上含まれる汚泥は、品目的には汚泥と廃油に該当することになり、処理する場合は汚泥と廃油の許可が必要になります。汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリなどの液状及び泥状物の考え方については、液状の廃棄物の場合は、pHが7を基準に、7を超える場合は廃アルカリ、7を下回れば廃酸ということになります。千葉県では廃アルカリとの指導だと思います。最後に、汚泥の考え方ですが、汚泥とは、事業活動に伴って生じた泥状を呈したものであります。汚泥には濃度にかかる定めがありません。一般的には排出の状況で、汚泥として取り扱われているようです。沈殿池にたまつた液状のものは汚泥として取り扱われていることが一般的だと思います。従って、濃度が1%以下の液体でも汚泥として扱われている場合があります。しかし、液状の廃棄物の場合、固形分を1%以上含まれているものでも、廃酸や廃アルカリとして扱われており、汚泥の許可は必要ありません。ドロドロした液体は汚泥として取り扱って問題ないと思いますが、処理業者の防衛策としては、液状の廃棄物を取り扱う場合は、この4品目の許可を取得しておくことをお奨めします。迷ったときには担当行政に確認することにつきましては、御指摘の通り、ベストの方法です。ひと昔前の行政は、聞いたことしか教えてくれなかつたり、回答に時間がかかつたり、親切とは言えない状況でしたが、最近は丁寧にわかりやすく指導してくれます。判断に迷ったときには、所管する行政庁に相談することをお勧めします。ただし、何も調べず、何でもかんでも相談すると、勉強不足と思われ評価を落すことになりますので、下調べは必要です。

### 質問6. 排出事業者となる条件について

A工場の設備撤去を請け負った建設会社が孫請けに業務委託した場合、建設会社が排出事業者となります。A工場が設備配管に原料があるので責任もって処理をしたいという理由でA工場が排出事業者になつても構わないか。どちらが排出事業者になるかの判断は、発注者であるA工場の判断で構いませんか。

### 回答6

建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、廃棄物処理法第二十一条の三に、土木建築に関する工事が数次の請負によって行われる場合にあっては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律の規定の適用については、当該建設工事の注文者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者を事業者とする、と定められております。従いまして、通常は元請会社の廃棄物ということになりますが、配管部分に残った原料を廃棄物としてとらえれば、解体する前に廃棄物が存在するということになり、排出事業者はA工場という解釈も可能になるのではないかと思います。

### —青年部に入会しませんか—

青年部は、(公社)栃木県産業資源循環協会の組織の一員として、協会が実施する事業への参加・協力及び全国産業資源循環連合会青年部協議会等の事業に参加するなど、部員の人材育成に積極的に取り組んでいます。令和3年3月10日現在、23名の部員がおりますが、より多くの方に入会いただき、部員の資質向上と連携強化を図ることにより、貴社におかれましても飛躍的な発展の一助になると考えております。是非、御入会頂きますようお願いいたします。TEL028-612-8016

### 《会社訪問》

先月号から始まったコーナーです。

今回は、神山副会長の渡辺産業(株)と山本副会長の(有)関東実行センターを訪問しました。

## 1 会社概要

渡辺産業株式会社 代表取締役 神山 昌彦

住所：栃木県日光市町谷1802番地 電話 0288-21-8011 FAX 0288-21-8998

創業：昭和44年、従業員29名

## 2 許可の取得状況

### 《産業廃棄物処理業》

○栃木県許可番号 00920064440 (中間処理/破碎・固形化)

- ・燃え殻・鉱さい・汚泥・がれき類・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (再生利用可能な廃石膏粉に限る。)

### 《一般廃棄物処分業》

○日光市許可番号 日光市指令 環第113号 処分 (破碎・固形化)

- ・焼却灰、溶融スラグ

### 《主な認定・認証取得》

- ・優良産廃処理業者認定 栃木県取得
- ・エコアクション21認証取得(認証・登録番号 0001490)
- ・栃木県リサイクル製品認定制度～とちの環エコ製品～認定(認定番号 01-144)
- ・新技術情報提供システム (NETIS) 登録(登録番号 KT-200103-A)

## 3 施設概要

渡辺産業では、燃え殻を中心とする産業廃棄物、自治体様より排出された焼却灰等の一般廃棄物の受入を行っております。それらの廃棄物はリサイクルプラントにより、二次公害のない安全・安心な再生碎石である「エコクラッシュ」として生まれ変わります。エコクラッシュは令和2年3月、様々な認定基準を満たしたリサイクル製品として栃木県リサイクル製品認定制度～とちの環エコ製品～に認定、同年10月、国土交通省運営の「NETIS(ネティス)」に登録されました。



## 4 会社からひと言

廃棄物処理の時代から資源循環の時代へと本格的に動き出した今、産業廃棄物及び一般廃棄物のリサイクル事業を通じて、子供たちが安心して暮らせる明るく住みよい未来のために、これからも渡辺産業は地域環境に貢献していきます。

## 1 会社概要

有限会社関東実行センター 代表取締役 山本 久一  
 住所：栃木県小山市大字外城 157 番地 3  
 電話 0285-23-3026 FAX 0285-25-4711  
 創業：昭和45年3月17日、従業員87名



## 2 許可の取得状況

### 《産業廃棄物処理業》

○栃木県許可番号 00910004165 (収集・運搬)

- ・燃え殻、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、動物のふん尿、ばいじん

### 《一般廃棄物処理業》

○小山市許可番号：小山市指令環 第1-1号

- ・小山市家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物（小山市、下野市、野木町、栃木市他）

### 《主な認定・認証取得》

- ・優良産廃処理業者認定 栃木県取得
- ・ISO27001 情報セキュリティマネジメントシステム認定取得
- ・ISO14001 環境マネジメントシステム認定取得
- ・ISO45001 労働安全衛生マネジメントシステム認定取得

## 3 施設概要

昭和45年に、廃棄物の収集運搬業を主業として発足する。

現在では、一般廃棄物の収集のほか、産業廃棄物収集・貯水槽清掃・下水道清掃・管渠内TVカメラ調査・維持管理業務等市民の暮らしを支える多様な事業を展開しております。また、日々の会社周辺の清掃活動、車両の洗車等の徹底により、清潔な環境が整っています。



## 4 会社からひと言

弊社では、地域社会の皆様が、より住みやすく、安心・安全な生活を送ることができる環境づくりのために、日々、一人一人の人材育成と、コンプライアンスを遵守したサービス力の向上に努めています。

社訓である「信用を築くは一生 無くすは一日 日々精進しよう」をもとに、環境変化の波が押し寄せる時代に適応し、少しでも地域に貢献できる企業を目指しています。

○このコーナーは、理事から会員皆様にバトンタッチしてゆきたいと思います。

## BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回から排出事業者が特に気になさる「委託契約」に関することについて取り上げています。では、早速前回の宿題から。

宿題Q、産業廃棄物の委託基準に関する記述として、誤っているものはどれか。

- (1) 委託しようとする産業廃棄物が事業の範囲に含まれる者に委託しなければならない。
- (2) 委託契約書には委託しようとする産業廃棄物が事業の範囲に含まれることを証する書類を添付しなければならない。
- (3) 委託契約は書面で行わなければならない。
- (4) 運搬を委託する場合は、委託契約書に運搬の最終目的地を記載しなければならない。
- (5) 最終処分を委託する場合のみ、委託契約書に施設の処理能力を記載しなければならない。

### 【解説】

産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、委託契約書に、①その処分又は再生の場所の所在地、②その処分又は再生の方法、③その処分又は再生に係る施設の処理能力についての条項が含まれなければならない。さらに、最終処分（埋立処分、海洋投入処分又は再生）以外の中間処理を委託する場合は、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力についての条項が含まれなければならない。（1）は政令6条の2第1号、（2）は省令8条の4第1号、（3）は政令6条の2第4号、（4）は政令6条の2第4号口において、それぞれ規定されている。

正解（5）

日ごろ委託契約を担当している方にとっては、また、最終処分業の許可を持っている方にとっても簡単な問題だったかもしれません。

復習しますと産業廃棄物処理業の許可は収集運搬と処分は別許可でしたね。そして、処分は中間処理と最終処分に分かれる。最終処分は「埋立」です。（法律的には「海洋投入」もありますが、現在、「海洋投入」の許可はめったに下りませんし、ましてや栃木県は「海無し県」ですから、「最終処分」と言ったら「埋立」と覚えていてもいいでしょう。）

中間処理は焼却だったり、脱水だったり、破碎だったり、中和だったりです。

だから、中間処理の場合は必ず「処理能力」があります。たとえば、焼却炉であれば一日あたりの焼却能力100トン、といった具合です。

焼却能力100トンの施設に、毎日、毎日120トンずつ委託したら、毎日、毎日20トンずつ溜まってしまいますよね。いずれは廃棄物の山が出来てしまう。そんなことが無いように、排出事業者にも受け皿となる処理業者の能力を自覚していく貰いましょうという趣旨で規定されているのが、この項目なんです。

最終処分場は焼却炉や破碎施設とは違って「一日あたりの処理能力」といったものはありませんね。最終処分場の「能力」をあえて言うならば、「残存容量」でしょうか。しかしながら、「残存容量」は日々変動してしまいます。ということで、処分契約書には中間処理の場合は「処理能力」を記載しなければなりませんが、最終処分の場合は、最終処分場の残存容量や残余年数ではなく許可された埋立容量等を記載することとしています。

では、あらためて委託契約書の基本事項のおさらい問題などを。

Q、次のうち、委託契約に含まれるべき事項として法定事項になつていよいもののはどれか。

- (1) 委託者が受託者に支払う料金
- (2) 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- (3) 委託する産業廃棄物の性状及び荷姿
- (4) 受託者の処理業の許可期限
- (5) 委託契約の有効期間

【解説】

委託契約に含まれるべき事項については、政令第6条の2及び省令第8条の4の2で規定されている。

正解 (4)

ということで、政令と省令の具体的な事項はここでは省略させていただきましたが、収集運搬特有事項2、処分特有事項2、輸入特有事項1、共通事項8が法定事項として必ず委託契約書に記載しなければならないとなっています。この問題は共通事項の8つのうち4つを取り上げたものです。

(4)の「受託者の処理業の許可期限」が契約書の事項となつていよいのは、許可が5年ごとの更新（優良認定業者の場合は7年）となっていることから、これを法定事項にしてしまうと、この期限を過ぎると契約を締結し直しどうすればならなくなると言った事情からのようです。その代わりと言ってはなんですが、契約書には必ず許可証の写しを添付しておきなさいと言う規定がありますね。

委託契約は皆さんの需要も多い事柄なので、今回の宿題も委託契約からにしてみましょう。

宿題Q



産業廃棄物の運搬を委託する際に受託者が積替保管を行う場合、委託契約書に記載しなければならない事項として正しいものには○を間違っている（法令では規定されていない）事項には×をつけなさい。

- a 積替保管を行う場所の所在地
- b 積替保管を行う産業廃棄物の種類
- c 委託する産業廃棄物が安定型産業廃棄物である場合は、積替保管を行う場所において他の廃棄物と混合することの許否に関する事項
- d 積替保管のための保管上限
- e 積替保管のための保管の高さ

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。



# 佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

## Column コラム

### ○循環経済パートナーシップ

2021年1月20日、環境省と経団連は、「循環経済パートナーシップ」の立ち上げについて合意しました。

今国会では、プラスチック新法の制定が予定されています。今後の循環型社会では、製造者・販売者・消費者等が連携し、よりダイナミックな循環型社会を形成していく必要があるでしょう。環境省と経団連が対話をすることによって、新しい循環型社会・低炭素社会のビジネスモデルが広がっていくことを期待しています。

<https://www.env.go.jp/recycle/recycle/circul/CEpartnership.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和3年2月22日掲載)

### ○環境コミュニケーション大賞発表

環境省は2021年2月4日、環境コミュニケーション大賞の受賞を発表しました。

環境コミュニケーション大賞は、事業者の環境経営及び環境コミュニケーションへの取組促進、環境情報開示の質の向上を図るための表彰制度です。今年の大賞は住友林業、気候変動報告大賞はキリン、生物多様性報告特別優秀賞はサラヤが選ばれました。ESG投資の高まりによって、環境への自主的取り組みの重要性は増しています。

<https://www.env.go.jp/press/109079.html>

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/115617.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和3年2月15日掲載)

### ○プラスチック資源循環法制定予定

環境省・経済産業省は2021年1月28日、プラスチック資源循環小委員会の取りまとめを公表しました。

廃プラスチックによる海洋汚染問題は、プラスチックの製造・使用・廃棄全体に、大きな変革を促しています。日本では2020年夏からレジ袋の有料化がスタートしました。今後、ペットボトルやストローなど、多くの製品にも対応が迫られています。そこで、環境省と経済産業省は、今後のプラスチック資源循環の具体化に関する審議を行い、このとりまとめを公表しました。市町村の分別回収の変化、事業者による自主的回収促進、環境配慮設計、リサイクルの高度化等、多岐にわたる論点が検討されています。中でも目玉は、新法の制定です。プラスチックは、多くの製品やサービスで使用されています。事業者はどう変わるのが、私たちの日常生活はどう変わるのが、変化に期待したいところです。

<https://www.env.go.jp/council/03recycle/210128pla.pdf>

[https://www.env.go.jp/council/03recycle/20210128\\_s6.pdf](https://www.env.go.jp/council/03recycle/20210128_s6.pdf)

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和3年2月8日掲載)

こんな時、どうするの？ オープンキッチンの廃液処理

今月号は、協会にあった相談事例を紹介します。



(内容)

県北地区の牧場内にオープンキッチンを設置して営業する計画である。オープンキッチンの厨房から出る汚水については、ピットにためて敷地内で営業する飲食店の排水処理施設（浄化槽）に入れて処理できないか検討しているが可能か。オープンキッチンから出る廃液は1日当たり300リットルから600リットルを想定している。

(回答)

浄化槽を所管する市町と協議が必要になります。敷地内に設置している飲食店からの汚水を処理する浄化槽の能力に余裕があれば、市町と協議し既設の浄化槽で処理することは、可能ではないかと思われます。通常、浄化槽を設置する時には、飲食店の規模に合わせた処理能力の人槽を算定しております。現時点での処理能力に余裕があれば、既設の飲食店の汚水とオープンキッチンから排出される汚水の水質は同じレベルと想定できますので、認めてもらえるのではないかと思われます。

現在、浄化槽法の所管は市町に移っており、設置した浄化槽の能力を示す書類と新たに設置するオープンキッチンから排出される汚水の根拠となる資料を持参し、市町と協議してください。

先月号でマニフェストのD、E票を紛失したときの対応について回答しましたが、読者の方から行政への報告は必要ないかとの御指摘がありました。マニフェストは廃棄物処理法で5年間の保管義務があり、保管義務がある対象物を紛失したわけですから、行政への報告義務は生じるかもしれません。しかしながら、廃棄物処理法には紛失したときの定めはありませんので、紛失したときの対応も含めて、所管行政庁に相談し、報告しておくと良いと思います。

### 廃棄物処理アドバイザリー事業者を募集中！

当協会では、ダイコ事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。（3月10日現在、12件契約）

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）  
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

## 【行政情報】栃木県環境森林部廃棄物対策課からのお知らせ

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準の一部改正について

### 1 改正の趣旨

「押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令」（令和2年環境省令第31号）の施行に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。

### 2 改正内容

申請者が県に提出する申請書類について、押印を求める規定を削りました。

### 3 適用期日

令和3(2021)年2月12日から適用します。

「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業許可に係る申請書等」の一部改正について

### 1 改正の趣旨

「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業許可に係る申請書等」は、廃棄物処理法及び「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準」（以下「収集運搬業審査基準」）という。の改正に伴い、所要の改正を行ってきました。今般、収集運搬業審査基準を改正し、令和3(2021)年2月12日から適用することに伴い、「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業許可に係る申請書等」についても同様の改正を行うものです。

#### ※ 収集運搬業許可に係る審査基準改正の概要

「押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令」（令和2年環境省令第31号）の施行に伴い、申請者が県に提出する申請書類について、押印を求める規定を削る。

### 2 改正内容

申請者が県に提出する申請書類について、押印を求める規定を削りました。

### 3 適用期日

令和3(2021)年2月12日から適用します。

## 申請・お問い合わせ先

提出先	住所及び電話番号	所管区域
県西環境森林事務所 環境部環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川51-9 0288-23-1000	鹿沼市、日光市
県東環境森林事務所 環境部環境対策課	〒321-4305 真岡市荒町116-1 0285-81-9002	真岡市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県北環境森林事務所 環境部環境対策課	〒324-0056 大田原市中央1-9-9 0287-22-2277	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
県南環境森林事務所 環境部環境対策課	〒327-8503 佐野市堀米町607 0283-23-4445	足利市、佐野市
小山環境管理事務所 環境対策課	〒323-0811 小山市犬塚3-1-1 0285-22-4309	小山市、下野市、壬生町、野木町
廃棄物対策課 審査指導班（※）	〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 028-623-3154	宇都宮市 栃木県外

※ 令和3(2021)年4月1日から「資源循環推進課審査指導班」と改称します。

## 【行政情報】栃木県環境森林部環境保全課からのお知らせ

## 解体工事、リフォーム工事を行う事業者のみなさまへ

大気汚染防止法が改正され、石綿（アスベスト）飛散防止対策が強化されました。

◆大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布され、一部の規定を除き、令和3(2021)年4月から施行されます。



## 規制対象建材を拡大

- ✓ 石綿含有成形板等の不適切な除去により石綿が飛散した事例がみられたことから、全ての石綿含有建材に規制対象を拡大<sup>※1</sup>します。
- ✓ 石綿含有仕上塗材の除去作業には、独自の作業基準を設けます。



## 罰則の強化・対象拡大

- ✓ 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は直接罰が適用されます。
- ✓ 下請負人にも作業基準遵守義務が適用されます。
- ✓ 都道府県等による立入検査の対象を拡大します。



## 事前調査の信頼性の確保

- ✓ 事前調査の方法を法定化します。  
(書面調査、目視調査及び分析調査)
- ✓ 「必要な知識を有する者<sup>※2</sup>による事前調査の実施を義務付けます。  
(施行:令和5年10月~)
- ✓ 一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者等<sup>※3</sup>が事前調査結果を都道府県等<sup>※4</sup>へ報告することを義務付けます。  
(施行:令和4年4月~)
- ✓ 事前調査に関する記録を作成し、一定期間保存<sup>※5</sup>することを義務付けます。



## 作業記録の作成・保存

- ✓ 「必要な知識を有する者<sup>※6</sup>による取り残しの有無等の確認を義務付けます。
- ✓ 作業記録の作成・保存<sup>※7</sup>を義務付けます。
- ✓ 作業結果の発注者への報告を義務付けます。

※1 新たに規制対象となる石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材に係る工事については作業実施の届出の対象から除外。

※2 建築物石綿含有建材調査者又は法施行前に日本アスベスト調査診断協会に登録されている者

※3 元請事業者または自主施工者

※4 都道府県、大気汚染防止法の政令市など。

※5 解体等工事終了後3年間保存

※6 石綿作業主任者、※2の事前調査の必要な知識を有する者

※7 解体等工事終了後3年間保存

## 石綿（アスベスト）とは

石綿（アスベスト）は、耐火、耐熱、防音等の性能に優れた天然の鉱物であり、安価で加工しやすいことから、多くが建築材料に使用されてきました。吸引することにより肺がんや中皮腫等の健康被害を引き起こすため日本では現在製造・使用等が禁止されていますが、過去に使用されたものの多くは建築物等に残存しています。



出典：THE ASBESTOS／せきめん読本（1996年日本石綿協会）

## 石綿（アスベスト）の使用と規制

昭和30年頃	建材としての使用が一般化
昭和50年	石綿を5%を超えて含有する吹付作業の原則禁止
昭和55年	石綿含有吹付けロックウールの使用終了
昭和62年11月	建築物耐火構造規定から吹付石綿を除外
平成7年1月	〈阪神・淡路大震災〉
4月	石綿を1%を超えて含有する吹付作業の原則禁止
平成16年10月	石綿を1%を超えて含有する主な建材、摩擦材及び接着剤の新たな製造等の禁止
平成17年6月	〈石綿製造工場周辺での石綿由来疾病発生事案〉
7月	石綿を1%を超えて含有する吹付作業の全面禁止
平成18年9月	石綿を0.1%を超えて含有するすべての物の製造・輸入・譲渡・提供・新たな使用の禁止
平成24年4月	石綿を0.1%を超えて含有するすべての物の製造・輸入・譲渡・提供・新たな使用の全面禁止

## 新たに石綿含有成形板等が規制対象となりました。

一般的な住宅にも使用されていることがあります。



出典：目で見るアスベスト（第2版 平成20年3月国土交通省）

新たに規制対象となった石綿含有成形板等については、作業基準として、作業計画の作成、作業実施の記録、作業記録の作成・保存のほか、以下の基準があります。

特定建築材料の種類	作業基準
石綿含有けい酸カルシウム板第1種	<p>※除去時は(1)、(2)またはこれと同等以上の措置※1を講ずること。</p> <p>(1)切断・破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと</p> <p>(2)(1)の方法で除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>①除去部分の周辺を事前に養生すること</p> <p>②除去する建材を薬液等により湿潤化※2すること</p> <p>(3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること((2)①の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと)</p>
その他の石綿含有成形板等	<p>(1)切断・破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと</p> <p>(2)(1)の方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は除去する建材を薬液等により湿潤化すること</p> <p>(3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること</p>

※1 同等以上の効果を有する措置例：負圧隔壁養生（隔壁、前室の設置及び集じん・排気装置の使用）

※2 薬液等による湿潤化：薬液等には水を含む。湿潤化が著しく困難な場合は、十分な集じん機能を有する局所集じん装置を使用して除去を行う。

☆ その他の成形板等を切断・破碎等する場合も、民家が隣接している場合等、周辺の状況に応じて養生を行うことが望ましい。

- 詳細は、以下のホームページをご覧ください。

・改正内容の詳細（リーフレット）

<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main16.pdf>



・法改正の資料等掲載ページ

[https://www.env.go.jp/air/post\\_48.html](https://www.env.go.jp/air/post_48.html)

環境省 大防法改正



お問い合わせ先  
栃木県環境森林部環境保全課 大気環境担当

TEL 028-623-3188

又は各環境森林（管理）事務所 環境対策課

## 【行政情報】栃木県環境森林部地球温暖化対策課からのお知らせ

**令和3(2021)年2月**

# 小学生・中学生と考える わたしたちにできる適応!

**通信11号**

栃木県気候変動適応センターでは、環境省から受託している事業の一環として、県内の小中学校（小学校2、中学校1）で、気候変動に関する出前授業を行いました。

私たちの身の回りでもすでに起こっている「気候変動の影響」について学び、暮らしの中で取り組むことができる「適応策」などを考えました。

月 日 直

## ～小学生～

変化してきた「気候」と「暮らし」について学び、日常生活で何ができるのか考え、自分が取り組むことを“宣言書”に記入して発表しました。

**宇都宮市立瑞穂野北小学校**

**那須塩原市立西小学校**

## ～中学生～

気候変動で何が起きているのかを学び、どのような“適応策”を考えられるか、グループごとに話し合いました。

真剣に話し合っているまる♪♪

**那須塩原市立高林中学校**

## ～授業の感想～

- 昔と今では、気温も違うし、季節の変わり方も違うことが分かって、とても勉強になった。
- 100年後という想像できないことまで知れて、おもしろかった。このような授業をまたやってほしい。
- 今の日本がどのような状態にあるかわかりました。気候変動の言葉の意味はしらなかったけど、説明を聞いてとてもよくわかりました。
- 地球の気候が、少しずつ変化しているのは知っていたけれど、気温が何℃上がったなどくわしくはしらなかったから勉強になった。
- 今まで自分たちで対策できることはあまりないと思っていたけれど、できることはたくさんあることがわかりました。
- 今日習ったことをもとに、学校でも、家でも行動したいと思った。

- 気候変動は、気温などが変化するだけと簡単に考えていましたが、自分達にも大きくかかわることが分かりました。
- 緩和策や適応策を考えて、将来の気候変動に備えていきたいです。
- 自然への影響だけでなく、産業・経済活動、県民生活など、たくさんの影響があることを知りました。
- 前は少し他人事のように思っていたけれど、授業を受けて一人一人が対策、行動していくことが大切だということを感じた。

**栃木県気候変動適応センター** 【事務局：栃木県環境森林部地球温暖化対策課 ☎028-623-3186】

その他、気候変動とその影響、気候変動影響による被害を回避・軽減するための適応策に関する情報はセンターハイページを御覧ください (<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/tochi-tekiou.html>)



【行政情報】栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局からのお知らせ

## 新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を 防止するための規定が設けられました！

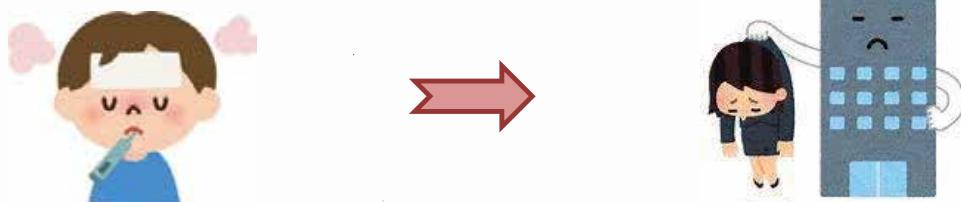
別添

(新型インフルエンザ等対策特別措置法等を一部改正する法律 令和3年2月13日施行)

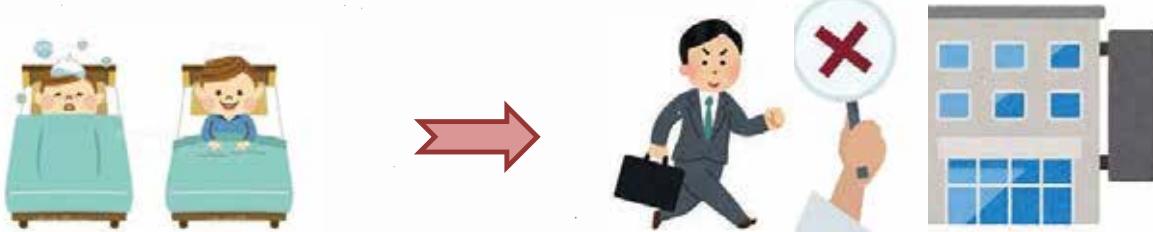
新型コロナウイルス感染症に関する様々な差別的な取扱いが報告されています。こうした偏見や差別は決して許されません。

### 事例

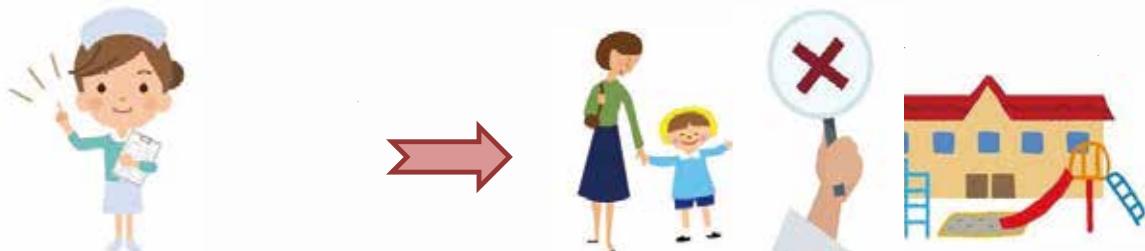
(感染したことを理由に解雇される)



(回復しているのに出社を拒否される)



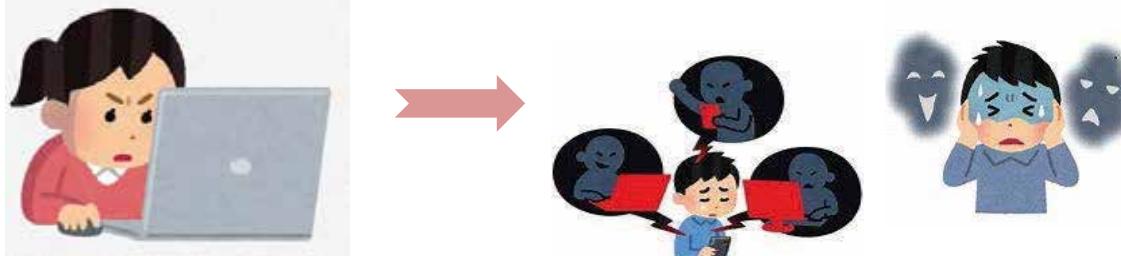
(病院で感染者が出たことを理由に、子供の保育園等の利用を拒否される)



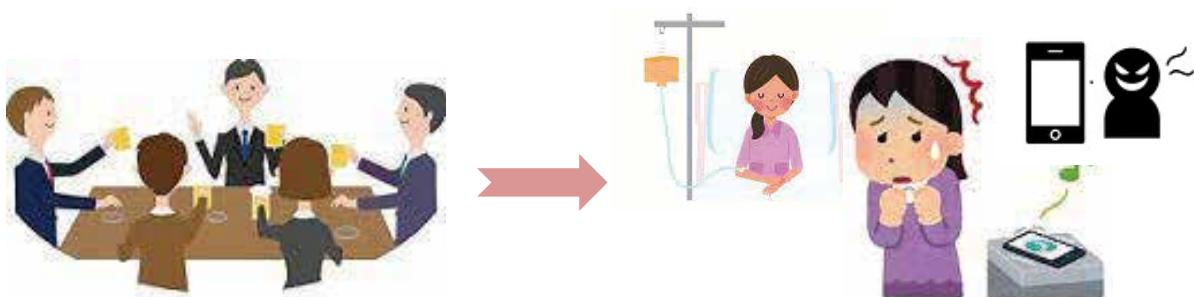
(感染者が発生した学校の学生やその家族に対して来店を拒否する)



(感染者個人の名前や行動を特定し、SNS等で公表・非難する)



(無症状・無自覚で訪れた店舗から謝罪や賠償を強要される)



特措法改正では、感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けられました。

国や地方公共団体は、新型コロナに関する差別的取扱い等の実態把握や啓発活動を行います。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）（抄）

（令和3年2月13日施行）

（知識の普及等）

第13条

- 2 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等に起因する差別的取扱い等（次に掲げる行為をいい、以下この項において「差別的取扱い等」という。）及び他人に対して差別的取扱い等をすることを要求し、依頼し、又は唆す行為が行われるおそれが高いことを考慮して、新型インフルエンザ等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者と同一の集団に属する者（以下この項において「新型インフルエンザ等患者等」という。）の人権が尊重され、及び何人も差別的取扱い等を受けることのないようにするために、新型インフルエンザ等患者等に対する差別的取扱い等の実態の把握、新型インフルエンザ等患者等に対する相談支援並びに新型インフルエンザ等に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うものとする。
- 一 新型インフルエンザ等患者等であること又は新型インフルエンザ等患者等であったことを理由とする不当な差別的取扱い
  - 二 新型インフルエンザ等患者等の名誉又は信用を毀損する行為
  - 三 前二号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等患者等の権利利益を侵害する行為

国や地方自治体、民間団体などは、偏見・差別等の防止に向けた普及啓発、相談受付を実施しています。

## 普及啓発

(法務省)

法務大臣からのメッセージ、新型コロナと人権に関する座談会 等

[http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02\\_00022.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html)

(文部科学省)

文部科学大臣からのメッセージ、新型コロナ“差別・偏見をなくそう”プロジェクト 等

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00122.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html)

(厚生労働省)

医療従事者、感染者等に対する差別・偏見をなくすための「広がれありがとうの輪」プロジェクト 等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryoukikan-fukushishisetsu.html#h2\\_6](https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryoukikan-fukushishisetsu.html#h2_6)

※この他、民間団体等でも様々な取組が行われています。

## 相談窓口

(法務省)

人権相談窓口における相談受付

[http://www.moj.go.jp/JINKEN/index\\_soudan.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html)

(厚生労働省)

都道府県労働局における相談受付

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

(文部科学省)

児童生徒からのSNS等を活用した相談受付

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1401926.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1401926.htm)

(民間団体による相談受付)

(法テラス) <https://www.houterasu.or.jp/saigaikanren/houterasu-korona.html>

(日弁連) <https://www.nichibenren.or.jp/news/year/2020/topic2.html>

(セーファーインターネット協会) <https://www.saferinternet.or.jp/>

※この他、相談受付を行っている地方自治体等もあります。

国や地方自治体は、さらに以下の取組も進め、偏見・差別のない社会を目指します。

- 新型コロナ患者等への差別的取扱い等の実態把握、情報の収集や提供
  - ・ ホームページやSNS、政府広報等により、新型コロナに関する基本情報や感染予防対策、偏見・差別防止に向けた情報発信を強化します。
  - ・ 内閣官房ホームページ([corona.go.jp](http://corona.go.jp))において、地方自治体や関係団体等の取組、事例を発信します。
  - ・ 内閣官房ホームページ([corona.go.jp](http://corona.go.jp))において、新型コロナに関する差別的な取扱いの事例を発信し、悪質な行為の法的効果を周知します。



➤ 新型コロナ患者等に対する相談支援

- ・ 関係機関の職員研修等において、専門家からの新型コロナに関する正しい知識や、対応窓口や地方自治体の取組等を周知します。
- ・ 地方自治体の相談体制の構築を国が支援します。



※これらの取組については、以下をご覧ください。

《偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ これまでの議論とりまとめ》

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/fu/gaiyou\\_henkensabetsu\\_torikumi.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/fu/gaiyou_henkensabetsu_torikumi.pdf)



内閣官房  
新型コロナウイルス感染症対策推進室  
<https://corona.go.jp/>

### 令和3年度 許可申請等に関する講習会の開催日程の公表日等について

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する許可申請等に関する講習会の開催日程の公表日等は、次のとおりになりました。また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和3年度も事前にパソコンで「講義ビデオ」を視聴し、会場で「試験」を受ける2段階式による「暫定講習会」を行うこととなりました。

1. 開催日程公表日 令和3年3月23日（火）9：00

○来年度は試験開始時期が5月末であるため、4月～5月の日程の先行公表は行いません。

2. 受付開始日時 令和3年4月1日（木）9：00

○申込方法は、日本産業廃棄物処理振興センターのホームページからWeb申込のみです。

【講習会実施機関】公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

<https://www.jwnet.or.jp> TEL 03-5275-7115

### 脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業について

【補助対象者】民間事業者

【補助対象設備】省CO<sub>2</sub>型プラスチック高度リサイクル設備導入事業

【補助率】設備導入に必要な経費の1/2、1/3を補助

【事業期間】原則として交付決定日以降から令和3年3月末まで

【公募期間予定】令和3年2月26日（金）～令和3年3月26日（金）

※本事業予算が令和3年度へ繰り越された場合、公募期間を延長する場合あり

【公募説明会】公募内容について財団ホームページで動画配信を予定（3月中下旬頃掲載予定）

【連絡先】公益財団法人廃棄物・3R研究財団 事業支援部

TEL 03-5638-7162 FAX 03-5638-7165 Email : r.koudoka-1@jwrf.or.jp

### －編集後記－

3月になると、コロナのニュースに加えて、10年前の東日本大震災や東京電力福島第1原発の事故の報道が増えました。10年前の津波のシーン、震災遺構の案内、原発の水蒸気爆発など、10年前に本当に起こったことなのですが、何か信じられない気がします。10年が経過し、中間貯蔵施設に保管している廃棄物は福島県外に処分すると法で定められましたが、あと20年で処分場は確保できるのか、県内の指定廃棄物はどうなるのか気がかりです。

災害と言えば、一昨年の台風による災害を検証し、栃木県や関係団体と協議しながら、会員の皆様に災害発生時に何ができるかアンケートを行い、災害廃棄物処理の応援体制を整え、県内市町に情報提供を行いました。災害は忘れたころにやってくるといわれてきましたが、最近は、地震、水害など日本のどこかで起こっている気がします。災害を忘れなければ災害が来ない、そんな都合のいいことはないかな。

－事務局だより－



☆ 2月26日（金）、3月9日（火）

青年部関東ブロック幹事会が、Web会議において開催され、五月女部長、山本副部長が出席しました。

☆ 3月4日（木）

三役会が、栃木県立美術館普及分館において開催され、菊池会長、山口・神山・山本・加藤副会長、湯澤常務理事が出席し、次回理事会等について協議しました。

☆ 3月9日（火）

公益社団法人全国産業資源循環連合会 理事会がWeb会議において開催され、菊池会長が出席しました。